

入札公告

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会計課長 金子 知 巳

次のとおり、一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知の上参加されたい。

1 入札に付する事項

(1) 件 名

件 名	規 格	数 量	単 位	備 考
陸上自衛隊用賀駐屯 地で使用する電気	仕様書のとおり	1	ST	予定契約電力 235 kw 予定使用電力量 603, 728 kwh

(2) 履行場所 陸上自衛隊用賀駐屯地 東京都世田谷区上用賀1-20-1

(3) 納 期 令和5年4月1日00時00分から令和6年3月31日24時00分

2 入札参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由のある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」の等級がC以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。また、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時までに証明できる者であること。
- 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合にはこの限りでない。
- 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とすることができる者であること。
- 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書及び仕様書において示す適合条件を満たすこと。

3 契約条項を示す場所

- (1) 陸上自衛隊関東補給処用賀支処総務部会計課
- (2) 陸上自衛隊関東補給処用賀支処総務部会計課ホームページ
<http://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadep/tyokai/yooga>

4 入札説明会

入札説明書により実施。ただし、現場確認が必要な場合は個別に対応する。この際、事前に日時等調整すること。

5 競争入札の日時及び場所

- (1) 日 時
令和5年1月16日(月) 11時30分
- (2) 場 所
陸上自衛隊用賀駐屯地 駐屯地教場(1号隊舎4階)
- (3) 再度入札
直ちに実施する。ただし、郵便による参加があった場合は次により実施する。
ア 日 時
令和5年1月18日(水) 11時30分
イ 場 所
初度入札に同じ。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金
免除とする。ただし、落札者が契約を締結しない場合、入札金額に消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金
免除とする。ただし、落札者が契約の履行をしなかった場合、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (3) 履行遅延賠償
遅延1日につき契約金額の1000分の1以上の金額を賠償金として徴収する。

7 落札者の決定方法

- (1) 総額決定
- (2) 入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価「季節・時間帯等区分による複合単価可能」)を記載(少数第二位まで)し、仕様書に提示する予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総額(円未満切り捨て)を記載すること。
- (3) 入札価格の算定にあたり、力率割引又は割増し、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。
- (4) 入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
- (5) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 落札者となるべき者が二名以上あるときは、抽選により決定する。この際、代表者又は代理人が抽選に参加できない場合は、入札執行事務に関係のない当方職員が代行するものとする。

- (7) 郵便による入札は、入札日前日を必着とする。この際、封書に入札件名、会社名及び「入札書
在中」と記載し、事前に郵便入札の旨を連絡するものとする。
- (8) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調
査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調
査」という。）を行うので、協力しなければならない。

8 入札の無効

- (1) 第2項に示す入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札に関する条件に違反した者の入札
- (3) 入札金額、入札者の記名押印が不鮮明な入札
- (4) 電報・電話及びFAXによる入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に違反した者の入札

9 契約書の作成

契約書は作成する。

10 その他

- (1) 入札参加希望者は、令和5年1月10日までに参加意思表示（電話可）を行い、資格審査結果
通知書（全省庁統一資格）（写）を提出すること。
- (2) 第2項9号及び10号に記す証明等（適合証明書、小売電気事業者の登録を証明する書類及び
再生可能エネルギー電源の割当計画書（様式随意））は、令和5年1月10日までに提出すること。
- (3) 代金支払いに伴う振込手数料がある場合は、請負側の負担とする。
- (4) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 郵便による入札は、入札日前日を必着とする。この際、封書に入札件名、会社名及び「入札書
在中」と記載し、事前に郵便入札の旨を連絡するものとする。
- (6) 本契約は、令和5年度予算が成立することを条件とする。
- (7) 問い合わせ先

ア 入札及び契約に関する事項

〒158-0098

関東補給処用賀支処総務部会計課契約班 担当 近藤

TEL 03-3429-5241（内線378）

イ 仕様書に関する事項

〒158-0098

関東補給処用賀支処総務部管理課営繕班 担当 加賀谷

TEL 03-3429-5241（内線323）